

特別養護老人ホーム わしんち元気・平塚 基本料金表

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和4年10月1日現在

1割負担者【1日あたり】

	介護度	①介護費用 (介護費+加算額)	②食費	③居住費	①+②+③ 合計
第1段階	要支援1	640円	300円	820円	1,760円
	要支援2	789円	300円	820円	1,909円
	要介護1	907円	300円	820円	2,027円
	要介護2	987円	300円	820円	2,107円
	要介護3	1,075円	300円	820円	2,195円
	要介護4	1,158円	300円	820円	2,278円
	要介護5	1,239円	300円	820円	2,359円

第2段階	要支援1	640円	600円	820円	2,060円
	要支援2	789円	600円	820円	2,209円
	要介護1	907円	600円	820円	2,327円
	要介護2	987円	600円	820円	2,407円
	要介護3	1,075円	600円	820円	2,495円
	要介護4	1,158円	600円	820円	2,578円
	要介護5	1,239円	600円	820円	2,659円

第3段階 (1)	要支援1	640円	1,000円	1,310円	2,950円
	要支援2	789円	1,000円	1,310円	3,099円
	要介護1	907円	1,000円	1,310円	3,217円
	要介護2	987円	1,000円	1,310円	3,297円
	要介護3	1,075円	1,000円	1,310円	3,385円
	要介護4	1,158円	1,000円	1,310円	3,468円
	要介護5	1,239円	1,000円	1,310円	3,549円

第3段階 (2)	要支援1	640円	1,300円	1,310円	3,250円
	要支援2	789円	1,300円	1,310円	3,399円
	要介護1	907円	1,300円	1,310円	3,517円
	要介護2	987円	1,300円	1,310円	3,597円
	要介護3	1,075円	1,300円	1,310円	3,685円
	要介護4	1,158円	1,300円	1,310円	3,768円
	要介護5	1,239円	1,300円	1,310円	3,849円

1割負担者【1日あたり】

	介護度	①介護費用 (介護費+加算額)	②食費	③居住費	①+②+③ 合計
第4段階	要支援1	640円	1,770円	2,590円	5,000円
	要支援2	789円	1,770円	2,590円	5,149円
	要介護1	907円	1,770円	2,590円	5,267円
	要介護2	987円	1,770円	2,590円	5,347円
	要介護3	1,075円	1,770円	2,590円	5,435円
	要介護4	1,158円	1,770円	2,590円	5,518円
	要介護5	1,239円	1,770円	2,590円	5,599円

2割負担者【1日あたり】

	介護度	①介護費用 (介護費+加算額)	②食費	③居住費	①+②+③ 合計
第4段階	要支援1	1,281円	1,770円	2,590円	5,641円
	要支援2	1,578円	1,770円	2,590円	5,938円
	要介護1	1,815円	1,770円	2,590円	6,175円
	要介護2	1,975円	1,770円	2,590円	6,335円
	要介護3	2,150円	1,770円	2,590円	6,510円
	要介護4	2,317円	1,770円	2,590円	6,677円
	要介護5	2,477円	1,770円	2,590円	6,837円

3割負担者【1日あたり】

	介護度	①介護費用 (介護費+加算額)	②食費	③居住費	①+②+③ 合計
第4段階	要支援1	1,921円	1,770円	2,590円	6,281円
	要支援2	2,367円	1,770円	2,590円	6,727円
	要介護1	2,722円	1,770円	2,590円	7,082円
	要介護2	2,962円	1,770円	2,590円	7,322円
	要介護3	3,225円	1,770円	2,590円	7,585円
	要介護4	3,475円	1,770円	2,590円	7,835円
	要介護5	3,716円	1,770円	2,590円	8,076円

* 利用者負担区分

第1段階： 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護の受給者。

第2段階： 本人及び世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方

第3段階(1): 本人及び世帯全員が市民税非課税で、
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方

第3段階(2): 本人及び世帯全員が市民税非課税で、
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方